(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6830630号 (P6830630)

(45) 発行日 令和3年2月17日(2021.2.17)

- (24) 登録日 令和3年1月29日 (2021.1.29)
- (51) Int.Cl. FΙ GO1N 29/48 (2006.01) GO1N 29/48

諸求項の数	8	(全)	13	百)
	0	LI.	10	51

(21) 出願番号 (22) 出願日 (65) 公開番号	特願2017-96436 (P2017-96436) 平成29年5月15日 (2017.5.15) 特開2018-194358 (P2018-194358A)	(73) 特許権者 000006013 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
(43) 公開日	平成30年12月6日 (2018.12.6)	(73)特許権者 392036153
審査請求日	令和1年9月19日 (2019.9.19)	菱電湘南エレクトロニクス株式会社
		神奈川県鎌倉市山崎25番地
		(73)特許権者 301031392
		国立研究開発法人土木研究所
		茨城県つくば市南原1番地6
		(74)代理人 110003166
		特許業務法人山王内外特許事務所
		(74)代理人 100101133
		弁理士 濱田 初音
		(74)代理人 100199749
		弁理士 中島 成
		最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 超音波検査方法及び超音波検査装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の部材と第2の部材を溶接した試験体に送信用超音波探触子から超音波を伝搬させ 、当該伝搬した超音波の波を受信用超音波探触子で受信することで、前記試験体の溶接部 の性状を推定する超音波検査方法において、

前記送信用超音波探触子を前記第1の部材面上に設置すると共に、前記受信用超音波探 触子を前記第2の部材面上に設置し、

前記試験体内を伝搬する二つの波のうち、第一到達波を、<u>前記第1の部材の平坦部分で</u> 反射することなく前記溶接部を透過して前記第2の部材の平坦部分で反射した後に受信さ れる波とし、第二到達波を、前記第1の部材の平坦部分で反射して前記溶接部を透過し、 前記第2の部材の平坦部分で再び反射した後に受信される波とし、

10

前記第一到達波と前記第二到達波の振幅比から、前記溶接部の性状を推定することを特 徴とする超音波検査方法。

【請求項2】

前記第一到達波と前記第二到達波は、前記受信用超音波探触子で受信される時間的に異 なる区間の波であることを特徴とする請求項1.記載の超音波検査方法。

【請求項3】

前記第一到達波と前記第二到達波のうち、少なくとも一方の波の振幅を用いて前記溶接 部の性状を推定することを特徴とする請求項<u>1</u>記載の超音波検査方法。

【請求項4】

前記第一到達波と前記第二到達波が共に受信できない場合は、前記溶接部が破断してい ると判定することを特徴とする請求項1記載の超音波検査方法。 【請求項5】

第1の部材と第2の部材を溶接した試験体における前記第1の部材上に設置され、前記 試験体に超音波を出射する送信用超音波探触子と、

前記第2の部材上に設置され、前記送信用超音波探触子から出射されて前記試験体内を 伝搬する二つの波のうち、前記第1の部材の平坦部分で反射することなく前記溶接部を透 過して前記第2の部材の平坦部分で反射した後に受信される第一到達波と、前記第1の部 材の平坦部分で反射して前記溶接部を透過し、前記第2の部材の平坦部分で再び反射した 後に受信される第二到達波とを受信する受信用超音波探触子と、

前記第一到達波と前記第二到達波<u>の振幅比から</u>、前記溶接部の性状を推定する信号処理 部とを備えたことを特徴とする超音波検査装置。

【請求項6】

前記信号処理部は、前記受信用超音波探触子で受信される時間的に異なる区間の波を前 記第一到達波と前記第二到達波とすることを特徴とする請求項5記載の超音波検査装置。

【請求項7】

前記信号処理部は、前記第一到達波と前記第二到達波のうち、少なくとも一方の波の振 幅を用いて前記溶接部の性状を推定することを特徴とする請求項5記載の超音波検査装置

【請求項8】

前記信号処理部は、前記受信用超音波探触子で、前記第一到達波と前記第二到達波が共 に受信できない場合は、前記溶接部が破断していると判定することを特徴とする請求項5 記載の超音波検査装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 & 1 \end{bmatrix}$

本発明は、超音波を用いて試験体の性状を判断する超音波検査方法及び超音波検査装置 に関するものである。

【背景技術】

[0002]

近年、道路橋等の構造物の老朽化が問題となっており、適切な維持管理が要求されてい る。道路橋に用いられている鋼床版は、板状のデッキプレートとその下に設けられたUリ ブとから構成されている。この様子を図11に示す。図示のように、鋼板であるデッキプ レート2を、Uリブ1が下から支える構造であり、この二つの部材は溶接されている。 つの部材が溶接されている様子を図12に示す。図示のように、Uリブ1とデッキプレー ト2とは溶接部3で溶接されている。また、二つの部材を溶接するときに、溶材が溶け込 まずに未溶着な部分が発生する。図12では、これを未溶着部4として示している。

デッキプレート2の上にはアスファルトがあり、その上を車が走行する。溶接部3には 、車が走行する度に応力が集中するため、未溶着部4の先端から亀裂が発生する場合があ る。図12には、未溶着部4の先端から亀裂4aが発生している様子を示している。この 亀裂4aが進展すると、溶接部3を破断することもある。このため、未溶着部4の先端か ら進展した亀裂4aを、破断後だけでなく破断前に非破壊で検出する技術が要望されてい る。

[0004]

溶接部の亀裂検査の従来方法としては、例えば特許文献1に記載されている方法があっ た。特許文献1に記載の方法は、送信用の超音波探触子と受信用の超音波探触子を同一の 探傷面に設置し、亀裂からの反射波により亀裂の有無を検査する方法である。 【先行技術文献】

【特許文献】

20

10

【0005】 【特許文献1】特開2003-57214号公報 【発明の概要】 【発明が解決しようとする課題】 【0006】

しかしながら、上記従来の検査方法は、送信用の超音波探触子と受信用の超音波探触子 を試験体の同じ面に接触させることができない場合は適用困難である。特に、道路橋等の 構造物を対象とする場合、デッキプレート2上には舗装面があることから超音波探触子を 設置するのは困難であった。

[0007]

10

この発明は上記のような課題を解決するためになされたもので、超音波探傷子を同一平 面上に設置する必要がなく、高精度で試験体の性状を検査することのできる超音波検査方 法及び超音波検査装置を得ることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

この発明に係る超音波検査方法は、第1の部材と第2の部材を溶接した試験体に送信用 超音波探触子から超音波を伝搬させ、伝搬した超音波の波を受信用超音波探触子で受信す ることで、試験体の溶接部の性状を推定する超音波検査方法において、送信用超音波探触 子を第1の部材面上に設置すると共に、受信用超音波探触子を第2の部材面上に設置し、 試験体内を伝搬する二つの波のうち、第一到達波を、<u>第1の部材の平坦部分で反射するこ</u> となく溶接部を透過して第2の部材の平坦部分で反射した後に受信される波とし、第二到 達波を、第1の部材の平坦部分で反射して溶接部を透過し、第2の部材の平坦部分で再び 反射した後に受信される波とし<u>、第</u>一到達波と第二到達波<u>の振幅比から、溶接部の性状を</u> 推定するようにしたものである。

【発明の効果】

[0009]

この発明の超音波検査方法は、試験体の性状の推定を、第一到達波と第二到達波を用い て行うようにしたので、超音波探触子を同一平面上に設置する必要がなく、高精度で試験 体の性状を検査することができる。

【図面の簡単な説明】

[0010]

【図1】この発明の実施の形態1による超音波検査装置を示す構成図である。

【図2】図2A及び図2Bは、この発明の実施の形態1による超音波検査装置の探触子の応答特性を示す説明図である。

【図3】この発明の実施の形態1による超音波検査装置の試験体の具体的な寸法の一例を 示す説明図である。

【図4】図4A~図4Fは、この発明の実施の形態1による超音波検査装置の試験体内の 音場を示す説明図である。

【図5】図5A~図5Cは、この発明の実施の形態1による超音波検査装置の受信信号に おける第一到達波と第二到達波とを示す説明図である。

【図6】この発明の実施の形態1による超音波検査装置の亀裂長さに対する振幅の変化を 示す説明図である。

【図7】この発明の実施の形態1による超音波検査装置の亀裂長さに対する振幅比を示す 説明図である。

【図8】この発明の実施の形態1による超音波検査装置の信号処理部のハードウェア構成 図である。

【図9】この発明の実施の形態1による超音波検査装置の信号処理部の処理を示すフロー チャートである。

【図10】この発明の実施の形態3による超音波検査装置の信号処理部の処理を示すフロ ーチャートである。

(3)

20

【図11】デッキプレートとUリブとの関係を示す斜視図である。

【図12】デッキプレートとUリブとの溶接部の状態を示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

[0011]

実施の形態1.

図1は、この発明の実施の形態1による超音波検査方法に用いる超音波検査装置を示す 構成図である。

図1において、Uリブ1とデッキプレート2は、図11及び図12で説明したように、 第1の部材と第2の部材に相当する構成である。また、溶接部3、未溶着部4及び亀裂4 aについても図11及び図12と同様である。そして、実施の形態1による超音波検査装 10 置は、送信用超音波斜角探触子5、受信用超音波斜角探触子6及び送受信機10を備えて いる。送信用超音波斜角探触子5は、Uリブ1上に設置され、所定の屈折角で超音波を出 射する探触子である。受信用超音波斜角探触子6はデッキプレート2上に設置され、取付 面を介して超音波を受信する探触子である。送受信機10は、送信用超音波斜角探触子5 に対して電気信号を供給すると共に、受信用超音波斜角探触子6からの電気信号を受け取 って、溶接部3の性状を推定する処理部であり、送信部11、受信部12及び信号処理部 13を備えている。送信部11は、信号処理部13によって制御され、送信用超音波斜角 探触子5を励振するための電気信号を発生する処理部である。受信部12は受信用超音波 斜角探触子6で受信された電気信号を必要に応じて増幅し、信号処理部13に送るための 処理部である。信号処理部13は、受信用超音波斜角探触子6で受信された第一到達波(20 図1において実線で示す)と第二到達波(図1において破線で示す)を用いて溶接部3の 性状を推定する処理部であるが、その詳細については後述する。

実施の形態1は、図1に示すように、送信用超音波斜角探触子5をUリブ1に設置し、 受信用超音波斜角探触子6をデッキプレート2に設置し、この状態で得られた受信信号の 振幅から、未溶着部4から進展した亀裂4aの長さを推定するものである。

[0013]

[0014]

図1に示した探触子の配置とした場合、どのような信号が受信されるのかを確認するた め、シミュレーションを行った。シミュレーションに用いた探触子の応答特性は図2に示 す通りであり、周波数5MHzで比較的広帯域なものを想定した。図中、図2Aは相対振幅 の時間経過を示し、図2Bは周波数に対する相対振幅を示す。

30

試験体の寸法や、試験体との具体的な位置関係は、図3に示す通りである。Uリブ1の 厚さは6mm、デッキプレート2の厚さは12mmである。Uリブ1とデッキプレート2 は、図中に示す角度が13°で溶接されているものとした。溶け込み率50%を想定し、 Uリブ1とデッキプレート2との接着領域は3mmとした。送信用超音波斜角探触子5は 、横波屈折角がほぼ90。となるような角度とした。また、受信用超音波斜角探触子6は 、横波屈折角が45。となるような角度とした。

[0015]

試験体内の音場を図4に示す。図4A~図4Fは、それぞれ、送信用超音波斜角探触子 40 5 を励振してから、 8 µ s 後、 1 0 µ s 後、 1 2 µ s 後、 1 4 µ s 後、 1 6 µ s 後、及び 18µs後の音場であり、超音波の振幅を濃淡で示している。また、図4では未溶着部4 の先端からの亀裂長さが2.2mmの場合の音場である。図から明らかなように、送信用 超音波斜角探触子5から伝搬した波は、そのまま溶接部3を透過する成分(図中、実線で 表示)もあれば、Uリブ1の底面で反射されてから溶接部3を透過する成分(図中、破線 で表示)もある。この二つの波は、いずれもデッキプレート2の上面で反射され、受信用 超音波斜角探触子6で受信される。図4の音場から分かるように、これら二つの波は時間 的に分離され、到達時間が異なる。そのまま溶接部3を透過する成分の方が早く受信され 、この波を「第一到達波」とする。また、Uリブ1の底面で反射されてから溶接部3を透 過する成分の方が遅く受信され、この波を「第二到達波」とする。 50 [0016]

図1において、第一到達波の伝搬経路を実線で示し、第二到達波の伝搬経路を破線で示している。図から分かるように、これらの波は未溶着部4の先端からの亀裂4aによって、伝搬経路が遮られる。亀裂4aが短い場合には、第一到達波はあまり影響されないが、 第二到達波は大きく影響を受ける。

【0017】

シミュレーションで得られた受信信号を図5に示す。図5A~図5Cでは、それぞれ亀 裂長さ0mm,2.2mm,4.0mmの場合の信号である。図5Aに示すように、亀裂 長さ0mmの場合には、第一到達波の振幅よりも第二到達波の振幅の方が大きい。図5B に示すように、亀裂長さ2.2mmの場合、両者の振幅はほぼ同等となる。また、図5C に示すように、亀裂長さ4.0mmの場合には、振幅の大小が逆転し、第一到達波の振幅 の方が第二到達波の振幅よりも大きくなっている。本発明は、この現象を利用して、亀裂 長さを推定するというものである。なお、20µsより前にも小さい信号が受信されてい るが、これは表面波に起因するものであるので、本発明では考慮しない。

【0018】

亀裂長さを変えて同様のシミュレーションを行い、亀裂長さに対する振幅の変化を求めた。結果を図6に示す。図中、実線が第一到達波の振幅であり、破線が第二到達波の振幅である。図の縦軸は、亀裂長さ0mmの場合に受信された第一到達波の振幅で規格化している。図に示すように、第一到達波の振幅は4mm付近まではあまり変化せず、4mmを超えると大きく減少する。一方、第二到達波の振幅は一様に減少していき、亀裂長さが2.2mm付近で両者が逆転する。

【0019】

両者の振幅比(第一到達波の振幅÷第二到達波の振幅)を求め、亀裂長さに対する振幅 比を求めた結果を図7に示す。図に示すように、亀裂が短い場合には振幅比が小さくなり 、亀裂が長い場合には振幅比が大きくなる。例えば、振幅比の閾値を1.0として検査を 行えば、振幅比が閾値より小さい場合には亀裂は2.2mm以下の微小なものと推定でき 、閾値よりも大きい場合には亀裂は2.2mm以上長さがあるものと推定できる。 【0020】

本発明は、送信用超音波斜角探触子5及び受信用超音波斜角探触子6を動かさずに受信 された二つの信号を用いるので、探触子と試験体との接触状態に影響されない。すなわち 30 、探触子と試験体との接触状態が悪い場合には、第一到達波及び第二到達波の振幅が共に 低下し、低下量は同等であるので、振幅比は変わらない。振幅比を用いるメリットはこの 点にある。

【0021】

次に、信号処理部13の詳細について説明する。信号処理部13は、第一到達波と第二 到達波を用い、これらの振幅比から溶接部3の性状として未溶着部4からの亀裂長さを推 定する。信号処理部13では、第一到達波及び第二到達波が受信される時間を予め求めて おき、二つの時間ゲートを設ける。この二つの時間ゲートとして、例えば図5には、それ ぞれ「ゲート1」及び「ゲート2」として示している。そして、信号処理部13は、それ ぞれのゲート1,2内の信号の振幅を求め、さらに振幅比を求めることで、未溶着部4か らの亀裂長さを推定する。このように、第一到達波及び第二到達波の伝搬経路からゲート を設ける時間を決めるという点が、本実施の形態の特徴である。

信号処理部13のハードウェア構成は、たとえば、パーソナルコンピュータまたはワー クステーションなどのCPU(Central Processing Unit)内蔵 のコンピュータを用いて実現可能である。あるいは、DSP(Digital Sign al Processor)、ASIC(Application Specific Integrated Circuit)またはFPGA(Field-Program mable Gate Array)などのLSI(Large Scale Inte grated circuit)を用いて実現されてもよい。

50

40

10

[0023]

図8は、信号処理部13のハードウェア構成例を概略的に示すブロック図である。図8 の例では、CPUを含むプロセッサ131、ROM(Read Only Memory)132、RAM(Random Access Memory)133、記録媒体13 4、送受信インターフェース回路135、表示インターフェース回路136及び信号路1 37で構成され、外部機器として表示器138が接続されている。これらのプロセッサ1 31~表示インターフェース回路136は、バス回路などの信号路137を介して相互に 接続されており、表示器138は表示インターフェース回路136に接続されている。 [0024]

プロセッサ131は、RAM133を作業用メモリとして使用して、ROM132から 10 読み出された超音波測定用のコンピュータプログラムを実行する。すなわち、このコンピ ュータプログラムは、本実施の形態の超音波検査方法を実現するためのプログラムである 。記録媒体134は、例えば、SDRAM(Synchronous DRAM)などの 揮発性メモリ、またはHDD(ハードディスクドライブ)もしくはSSD(ソリッドステ ートドライブ)を用いて構成され、検査結果等のデータを記録するのに用いられる。送受 信インターフェース回路135は、送信部11との間の信号伝達及び受信部12との間の 信号伝達に使用される回路である。表示インターフェース回路136は、表示器138と の間の信号伝達に使用される回路である。表示器138は、亀裂長さの推定結果を表示す るものである。結果は数字として表示しても良いし、LEDランプの明るさで表示しても 良い。表示方法は限定されるものではない。

[0025]

次に、実施の形態1の超音波検査方法について説明する。図9は超音波検査方法を実現 するための信号処理部13の処理を示すフローチャートである。

先ず、信号処理部13から送信部11へ、超音波を発生させるための制御信号を送る(ステップST1)。これにより、送信部11で電気信号を発生させ、送信用超音波斜角探 触子5を励振する。これにより、送信用超音波斜角探触子5は超音波をUリブ1内に照射 する。この超音波の横波が溶接部3を通り、デッキプレート2の上面で反射されて受信用 超音波斜角探触子6で受信され、電気信号に変換される。すなわち、第一到達波と第二到 達波が受信用超音波斜角探触子6で受信される。受信用超音波斜角探触子6はこれを電気 信号に変換して受信部12に送る。受信部12では、必要があれば信号を増幅し、信号処 理部13に送る。

信号処理部13では、受信部12からの受信信号を、送受信インターフェース回路13 5 で受け取る(ステップST2)。その後、受信信号は、信号路137を介してRAM1 33に格納される(ステップST3)。次に、プロセッサ131は、RAM133から受 信信号を読み出し(ステップST4)、その受信信号に基づいて、ゲート1内の振幅Ⅰ₁ 及びゲート2内の振幅I2を算出する(ステップST5)。次いで、プロセッサ131は 、ゲート1内の振幅Ⅰ₁とゲート2内の振幅Ⅰ₂との振幅比Ⅰィ/Ⅰ₂を求める(ステッ プST6)。また、振幅比に基づいて、溶接部3に発生した亀裂4aの長さを推定する(ステップ S T 7)。

そして、プロセッサ131は、表示インターフェース回路136を制御して推定結果を 表示器138に送る(ステップST8)。これにより表示器138は、推定結果を表示す る。以上で処理は終了する。なお、これらの処理結果は、適宜記録媒体134に記録され る。

[0028]

以上説明したように、実施の形態1の超音波検査方法によれば、第1の部材と第2の部 材を溶接した試験体に送信用超音波探触子から超音波を伝搬させ、伝搬した超音波の波を 受信用超音波探触子で受信することで、試験体の溶接部の性状を推定する超音波検査方法 において、送信用超音波探触子を第1の部材面上に設置すると共に、受信用超音波探触子

20

10

20

を第2の部材面上に設置し、試験体内を伝搬する二つの波のうち、第一到達波を、溶接部 を透過して第2の部材の平坦部分で反射した後に受信される波とし、第二到達波を、第1 の部材の平坦部分で反射して溶接部を透過し、第2の部材の平坦部分で再び反射した後に 受信される波とし、試験体の性状の推定を、第一到達波と第二到達波を用いて行うように したので、超音波探触子を同一平面上に設置する必要がなく、高精度で試験体の性状を検 査することができる。

【0029】

また、実施の形態1の超音波検査方法によれば、第一到達波と第二到達波の振幅比から、溶接部の性状を推定するようにしたので、探触子と試験体との接触状態に影響されることなく高精度で試験体の性状を検査することができる。

【0030】

また、実施の形態1の超音波検査方法によれば、第一到達波と第二到達波は、受信用超 音波探触子で受信される時間的に異なる区間の波としたので、第一到達波と第二到達波の 容易かつ確実に取り出すことができる。

【0031】

また、実施の形態1の超音波検査装置によれば、第1の部材と第2の部材を溶接した試験体における第1の部材上に設置され、試験体に超音波を出射する送信用超音波探触子と、第2の部材上に設置され、送信用超音波探触子から出射されて試験体内を伝搬する二つの波のうち、溶接部を透過して第2の部材の平坦部分で反射した後に受信される第一到達波と、第1の部材の平坦部分で反射して溶接部を透過し、第2の部材の平坦部分で再び反射した後に受信される第二到達波とを受信する受信用超音波探触子と、第一到達波と第二 到達波を用いて、溶接部の性状を推定する信号処理部とを備えたので、超音波探触子を同一平面上に設置する必要がなく、高精度で試験体の性状を検査することができる。 【0032】

また、実施の形態1の超音波検査装置によれば、信号処理部は、第一到達波と第二到達 波の振幅比から、溶接部の性状を推定するようにしたので、探触子と試験体との接触状態 に影響されることなく高精度で試験体の性状を検査することができる。

【 0 0 3 3 】

また、実施の形態1の超音波検査装置によれば、信号処理部は、受信用超音波探触子で 受信される時間的に異なる区間の波を第一到達波と第二到達波とするようにしたので、第 30 一到達波と第二到達波の容易かつ確実に取り出すことができる。

【0034】

実施の形態2.

実施の形態2は、第一到達波と第二到達波の振幅比だけでなく、少なくともいずれか一 方の到達波の振幅も併用して溶接部3の性状を推定するようにしたものである。

例えば、図7に示すように、亀裂長さが4.8mmの場合だけ、第一到達波と第二到達 波の振幅比が小さくなっている。このような場合、実施の形態1で示した振幅比だけで亀 裂長さを判断するのは困難である。

【0035】

亀裂長さ4.8mmの場合に振幅比が小さくなる原因は、第二到達波の振幅が非常に小40 さいためである。振幅比を(第一到達波の振幅÷第二到達波の振幅)としているので、第 二到達波の振幅が非常に小さいと分母が小さくなり、この場合は分母の僅かの変化で振幅 比が大きく変わってしまう。ここで、第一到達波の振幅も小さい場合、本来、亀裂の長さ が長いという推定結果が得られなければいけないが、振幅比のみで推定した場合は亀裂の 長さが小さいという判定結果となってしまう。そこで、実施の形態2では、実施の形態1 で示した振幅比による判定に加え、第一到達波あるいは第二到達波の振幅値を併用するも のである。すなわち、実施の形態2の信号処理部13は、第一到達波と第二到達波のうち 、少なくとも一方の波の振幅を用いて溶接部の性状を推定するよう構成されている。他の 構成は、図1に示した実施の形態1と同様であるため、ここでの説明は省略する。 【0036】 実施の形態2の信号処理部13は、実施の形態1と同様に、まず振幅比を求め、大きけ れば亀裂は長いと推定する。振幅比が小さい場合に、第一到達波あるいは第二到達波の振 幅値も判断材料に用いる。すなわち、ゲート1内の振幅値とゲート2内の振幅値を用いる 。振幅比が小さく、かつ、第一到達波あるいは第二到達波の振幅も非常に小さい場合には 、亀裂が長いと推定する。すなわち、実施の形態2の信号処理部13の処理では、実施の 形態1における図9のフローチャートにおいて、ステップST7の処理が「振幅比と、ゲ ート1内あるいはゲート2内の振幅値に基づいて亀裂長さを推定する」となる。なお、振 幅値として第一到達波と第二到達波の両方を用いるか、いずれか一方を用いるか、また、 いずれか一方の場合は第一到達波と第二到達波のうちどちらを用いるかは、探触子の配置 や超音波の周波数等によって適宜選択する。

【 0 0 3 7 】

以上説明したように、実施の形態2の超音波検査方法によれば、第一到達波と第二到達 波のうち、少なくとも一方の波の振幅を用いて溶接部の性状を推定するようにしたので、 試験体の性状の検査精度をより向上させることができる。

[0038]

また、実施の形態2の超音波検査装置によれば、信号処理部は、第一到達波と第二到達 波のうち、少なくとも一方の波の振幅を用いて溶接部の性状を推定するようにしたので、 試験体の性状の検査精度をより向上させることができる。

【0039】

実施の形態3.

実施の形態3は、第一到達波と第二到達波のいずれも受信できない場合は溶接部が破断 していると判定するようにしたものである。

実施の形態1と実施の形態2では、第一到達波と第二到達波の振幅を用いて亀裂の長さ を推定しているが、これらの波が受信されない場合もある。それは、未溶着部4の先端か らの亀裂が進展し、溶接部3を破断した場合である。この場合、Uリブ1からデッキプレ ート2へ超音波は伝搬しないため、いずれの到達波も受信されない。実施の形態3に係わ る超音波検査方法は、第一到達波と第二到達波が受信されなくなった場合、溶接部3は破 断していると判定するというものである。なお、溶接部3の上に塗装があり、塗装だけが 破断して溶接部3は破断していないという場合もある。このような場合、目視検査では「 破断あり」と誤判定する可能性があるが、本発明の実施の形態3による検査方法であれば 、第一到達波あるいは第二到達波を用いて判断するので、誤判定することはない。

30

40

20

10

【0040】

実施の形態3の超音波検査装置の図面上の構成は、実施の形態1の超音波検査装置の構成と同じである。ただし、信号処理部13が、受信用超音波斜角探触子6で、第一到達波と第二到達波が共に受信できない場合は、溶接部3が破断していると判定するよう構成されている。他の構成は実施の形態1と同様である。

図10は、実施の形態3の超音波検査方法を示すフローチャートである。ここで、ステ ップST10とステップST11以外は、図9に示した実施の形態1の処理と同様である 。ステップST10では、信号処理部13は、ゲート1及びゲート2内の信号の振幅が閾 値以上かを判定する。ここで、閾値とは、第一到達波と第二到達波が受信されたか否かを 判別するための値であり、検査条件に基づいて適宜決定する。ステップST10において 、閾値以上であった場合、以降の処理は実施の形態1と同様である。一方、ステップST 10において、ゲート1及びゲート2内の信号の振幅が共に閾値以上ではなかった場合、 信号処理部13は溶接部3が破断していると判定し(ステップST11)、ステップST 8に移行する。

【0041】

以上説明したように、実施の形態3の超音波検査方法によれば、第一到達波と第二到達 波が共に受信できない場合は、溶接部が破断していると判定するようにしたので、溶接部 の破断を確実に判定することができる。

【0042】

また、実施の形態3の超音波検査装置によれば、受信用超音波探触子で、第一到達波と 第二到達波が共に受信できない場合は、溶接部が破断していると判定するようにしたので 、溶接部の破断を確実に判定することができる。

【0043】

なお、上記実施の形態1~実施の形態3では、Uリブ1の厚さやデッキプレート2の厚 さ及び溶け込み率等を図3に示したような値として説明したが、これらの値に限定される ものではなく、他の値であってもシミュレーション結果に基づいて同様に亀裂長さ推定が 可能である。

[0044]

また、本発明の超音波検査方法及び超音波検査装置における信号の振幅は、絶対値の振 10 幅でもよいし、正の値の振幅でもよい。負の値の振幅でも構わない。

【0045】

さらに、本発明の超音波検査方法及び超音波検査装置は、第1の部材と第2の部材を溶 接した試験体全般に適用可能である。ここでは例として、Uリブ1を第1の部材、デッキ プレート2を第2の部材として説明したが、第1の部材や第2の部材をUリブやデッキレ ートに限定するものではない。

【0046】

また、実施の形態1~実施の形態3では、第1の部材に送信用超音波斜角探触子5を設置し、第2の部材に受信用超音波斜角探触子6を設置した場合について説明したが、送信と受信を入れ替えても結果は変わらない。例えば、送信部11を受信用超音波斜角探触子 20 6に接続し、受信部12を送信用超音波斜角探触子5に接続しても良い。

【0047】

なお、本願発明はその発明の範囲内において、各実施の形態の自由な組み合わせ、ある いは各実施の形態の任意の構成要素の変形、もしくは各実施の形態において任意の構成要 素の省略が可能である。

【符号の説明】

【0048】

1 Uリブ、2 デッキプレート、3 溶接部、4 未溶着部、4 a 亀裂、5 送信 用超音波斜角探触子、6 受信用超音波斜角探触子、10 送受信機、11 送信部、1 2 受信部、13 信号処理部。







【図2】





図4A









図4E





図4F









10

(10)



【図8】



【図7】

【図9】









【図11】



【図12】



フロントページの続き (74)代理人 100188880 弁理士 坂元 辰哉 (74)代理人 100197767 弁理士 辻岡 将昭 (74)代理人 100201743 弁理士 井上 和真 (72)発明者 木村 友則 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 三菱電機株式会社内 (72)発明者 細谷 朗 神奈川県鎌倉市山崎25番地 菱電湘南エレクトロニクス株式会社内 (72)発明者 高橋 実 茨城県つくば市南原1番地6 国立研究開発法人土木研究所内 (72)発明者 小池 光裕 茨城県つくば市南原1番地6 国立研究開発法人土木研究所内 (72)発明者 村越 潤 東京都八王子市南大沢1-1 公立大学法人首都大学東京内 審査官 高 場 正光

(56)参考文献 特開2008-304431(JP,A)
特開2007-285813(JP,A)
特開2017-285813(JP,A)
特開2012-141213(JP,A)
特開2008-209231(JP,A)
特開2000-097919(JP,A)
特開2003-172728(JP,A)
特開2003-172728(JP,A)
米国特許第06125705(US,A)
上山芳教外1名, "圧電フィルムによる超音波可視化技術の改良",火力原子力発電大会論文集,2016年 6月20日, Volume 12, Pages 68 75, URL, D0I:10.14942/tenpes.12.68

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名) G01N 29/00 - G01N 29/52

(13)